

第 33 回原子力損害賠償紛争審査会における説明事項について

(1) 住宅等の財物等の賠償

5. 沢水や井戸水を利用していた者への井戸の採掘費用等の賠償

- ・沢水や井戸水を利用していた家庭の深井戸掘削費用や新たに井戸を掘削するときの費用を別枠で賠償してほしい。

【ご回答】 飲料水につきましては、日々の生活の根幹をなすものであり、その安全性確保は帰還後の生活再建において極めて重要です。従前、沢水、湧水、浅井戸の水を飲料水として使用されていた方々は、当社事故によりその安全性に不安を抱かれていることから、飲料水の放射線量測定結果等を踏まえて、深井戸の掘削やフィルターの設置等の賠償につきまして、今後も関係各所と調整してまいります。

なお、具体的な取り組みとして、葛尾村で避難指示解除見込み時期が当社事故発生時から 3 年と設定された区域にお住まいだった方につきましては、上記の賠償を実施させていただく予定で検討を進めており、平成 26 年 3 月までに設置する予定です。他の地域につきましては今後対応を検討してまいります。

(本年 6 月 25 日認定「総合特別事業計画」)

6. 家財や農機具等の動産の賠償基準の見直し

- ・家財賠償は定額ではなく、従来の裁判例や損害保険の算定基準に照らした世帯の人数・世帯構成等から算定する方法もとってほしい。
- ・家財賠償は定額ではなく、家財保険の家族構成別家財評価額に基づき、被害者の年齢を加味した基準で行ってほしい。
- ・農機具等、減価償却が終わった物をゼロ評価とするのは不適切。
- ・農機具について、JA 等に出荷していない場合は対象とならないというのは納得できないので、賠償対象としてほしい。(エネ庁・東電は家財として賠償するとしているが、賠償額が低すぎる。)

【ご回答】 ○家財賠償

個人さまが所有されている家財の賠償につきましては、平成 25 年 3 月 29 日より受付を開始いたしており、当社事故発生時において避難指示区域内の住宅で所有されていた家財について、持ち出すことができず価値が喪失した家財の時価相当額及び避難等による管理不能等により毀損した家財の原状回復費を賠償させていただいております。

家財の賠償額は、火災保険契約において通常用いられている屋内財物が全損した際の

保険金額等を参考に、単身世帯は定額、複数人世帯は世帯基礎額を設定し、所有家財が異なってくる大人と子供の2つのケースの加算額に家族人数分を加えることで算出する定額とさせていただきます。また、帰還困難区域につきましては、今後も立入りの制限が継続され、持ち出しが他の区域と比較し困難であることも考慮し、高めの金額を設定いたしております。このほか、過去の購入金額が30万円以上の高額家財のある世帯につきましては、上記定額賠償とは別に、修理清掃費用相当額（20万円）をお支払いいたしております。

なお、個別の家財に生じた現実の損害を積み上げた合計金額が上記定額賠償を上回る場合は、別途超過分をご請求いただけるようにいたします。

（参考）避難指示区域内に居住されていた方に対する定型賠償

世帯構成 居住されていた場所	単身世帯の場合 (定額)		複数人世帯の場合 (世帯基礎額+家族構成に応じた加算額)		
	学生	世帯 基礎額	加算額		
			大人1名 あたり	子供1名 あたり	
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

○農機具賠償

農家の方々が所有される農機具等を含む償却資産に係る財物賠償につきましては、平成24年12月26日より受付を開始いたしており、当社事故発生時に個人事業主さま及び中小法人さまが避難指示区域内で所有されていた償却資産について、当社事故による避難期間中の経年または管理不能により生じた財物価値の減少額を賠償させていただきます。

・減価償却が完了した農機具のお取り扱いについて

減価償却が完了した農機具につきましては、償却後の利用価値を配慮した賠償額を算出するため、一定の補正係数を乗じること等により取得価格の約20%に相当する金額を賠償させていただきます。

・償却資産賠償における農機具のお取り扱いについて

農機具の賠償につきましては、基本的には、事業専用割合100%の資産を償却資産として賠償させていただきます。それ以外は個人さまに対する家財賠償としてお支払いいたしております。なお、農機具を償却資産として賠償させていただく場合に、JA等への出荷をしていない方が対象とならないということをごいませぬ。

また、農機具等が帳簿に記載されていない場合があることに鑑み、簡易な必要書類に

よりご請求いただける方法を追加させていただきました。その際には、対象となる償却資産が確認できる写真等をご提出いただくことなどをお願いいたしております。

7. 牧草地も含めた田畑、山林の賠償

- ・牧草地を畑として認めてほしい。
- ・農地、山林の賠償基準を早急に進めてほしい。
- ・田・畑・山林（立木含む）の賠償基準の早期明示をしてほしい。
- ・いまだに山林の賠償基準が示されておらず、早急に基準を示してほしい。
- ・旧緊急時避難準備区域も避難指示区域と同様に田畑、森林、牧草地も対象にしてほしい。
- ・今まで山に人が入って手入れしてきた。今はそれができずに、森林の市場価値評価が下がっている。旧緊急時避難準備区域も対象としてほしい。
- ・田畑農地の賠償について、イノシシ対策や農地へのゼオライトをまいて放射能を下げるなどの対策へも賠償してほしい。

【ご回答】 田畑や山林の財物賠償につきまして、早急に賠償のご案内ができるよう準備を進めております。また、まだ受付を開始できていない田畑や山林以外の一部の財物につきましても賠償基準を早急に策定するとともに、賠償を実施する体制及び方法を強化し、対応が遅れている財物賠償を迅速に実施するよう取り組んでおります。

○田畑・山林について

田畑（農地）につきましては8月末、山林・立木につきましては9月末を目途に請求のご案内を行えるよう、関係箇所にご相談させていただきながら準備を進めております。（本年6月25日認定「総合特別事業計画」）

○牧草地について

牧草地 につきましては、課税地目や農地基本台帳等の証憑を確認することなどにより「畑」と確認できる場合は「畑」として賠償させていただき、「畑」として認定できなかった場合は「牧場」として賠償させていただくことを検討しております（「牧場」の賠償につきましては別途ご案内する予定です）。

○旧緊急時避難準備区域の田畑、森林等の賠償について

田畑・山林に係る財物賠償につきましては検討中ですが、旧緊急時避難準備区域における田畑・山林は財物賠償の対象外とさせていただく方針でございます。しかしながら、旧緊急時避難準備区域につきましては、避難指示が解除されても直ちに当該不動産を利用できないことを踏まえ、対象区域毎に利用できない期間等を考慮して営業損害（逸失利益）を賠償するとともに、賠償対象期間後も風評被害等による損害が発生している場合には賠償させていただくこととしております。また、不動産の使用再開に必要な費用（営

農再開のために必要な農地の整備費用や帰還後の建物の補修・清掃費用など)につままし、合理的な範囲で賠償の対象とさせていただきます。

○野生鳥獣被害・ゼオライト散布について

避難に伴い管理不能となった農地や畦畔の原状回復費用につまましは、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象とさせていただきます。なお、原状回復後の野生鳥獣被害により発生した原状回復費用及び被害防止対策費用につまましは、通常の営農作業の中でも行われていると考えられることから、賠償の対象外とさせていただきます。

営農再開後における農地からの放射性物質吸収抑制対策につまましは、カリウムの購入費用を必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象とさせていただきます。なお、ゼオライトの散布につまましは、農地からの放射性物質吸収抑制対策としては効果が限定的とされていることから、散布の必要性や合理性等をよく確認したうえで、対応させていただきます。

(2) 避難指示の長期化に伴う賠償、避難指示の解除後の賠償等

12. 旧緊急時避難準備区域への賠償

- ・旧緊急時避難準備区域及び30km圏外について、原発事故の影響で資産価値が下がっていることから、資産価値減少分に対する補償をしてほしい。
- ・旧緊急時避難準備区域も避難指示区域と同様に財物賠償してほしい。

【ご回答】 財物価値の喪失又は減少等に関する賠償につまましは、避難指示等により避難等を余儀なくされたことに伴い、現実に喪失又は減少した部分を賠償させていただくことを原則的な考え方としております。

旧緊急時避難準備区域につまましは、平成23年9月まで避難指示等が継続されていることから、個人の方に対して、それまでの期間中に管理不能となった建物、家財への補修・清掃費用として、定額30万円を賠償させていただいており、30万円を超える場合には当社事故と相当因果関係が認められる範囲内で実費を賠償させていただきます。

14. 自主的避難等に係る賠償の継続

- ・自主的避難者に対する賠償は昨年8月で打ち切られたが、事故による被害は軽減しているのではなく、むしろ拡大しているという認識の下、賠償対象として追加してほしい。
- ・避難指示区域以外でも住民は不安を抱えているが、学校等のことも考え、避難したくてもできない状況の中、賠償が打ち切られたが、全町民に対して賠償を続けてほしい。

【ご回答】 自主的避難等に係る賠償につきましては、平成24年2月28日より受付を開始いたしております。当社事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方を対象に、子供及び妊婦の方に40万円/人（対象期間：平成23年3月11日から同年12月31日、実際に自主的避難をされた場合は追加で20万円/人）、子供及び妊婦以外の方には8万円/人（対象期間：平成23年3月11日から同年4月22日）をお支払いしております。加えて平成24年12月5日には追加賠償の受付を開始いたしており、子供及び妊婦の方に8万円/人（対象期間：平成24年1月1日から同年8月31日）をお支払いさせていただき、更に追加的費用等として当社事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方全員を対象に、4万円/人を賠償対象期間を定めず賠償させていただいております。

また、当社といたしましては中間指針追補の対象とされなかった「福島県県南地域」、「宮城県丸森町」に対しましても、平成24年6月11日、同年8月13日にそれぞれ自主的避難等に係る賠償を開始させていただいております。

なお、平成24年9月1日以降の賠償につきましては、当社事故と相当因果関係が認められる損害が発生している場合には、個別のご事情をお伺いしたうえで、適切に対応させていただきます。

<自主的避難等に係る賠償の概要図>

			平成23年3月11日 ～平成23年4月22日	平成23年4月23日 ～平成23年12月31日	平成24年1月1日 ～平成24年8月31日	平成24年9月1日～
自主的避難等対象区域	精神的損害等 に対する賠償※1	子供・妊婦	40万円(避難された場合:追加で20万円)		8万円	
		上記以外	8万円			
	追加的費用等 に対する賠償※2	子供・妊婦	4万円			
		上記以外	4万円			
福島県の県南地域 宮城県丸森町	精神的損害等 に対する賠償※1	子供・妊婦	20万円		4万円	
		上記以外				
	追加的費用等 に対する賠償※2	子供・妊婦	4万円			
		上記以外	4万円			

- ※1・自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、生活費の増加費用、ならびに避難及び帰宅に要した移動費用
- 自主的避難等対象区域に滞在を続けた場合における放射線被ばくへの恐怖や不安、これにともなう行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、及び生活費が増加した分があればその増加費用
- ※2・自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）

(3) その他の損害等

16. 自主除染への賠償

- ・自主除染の賠償について早急に東電において、この仕組みを作ってもらうよう働きかけてほしい。

【ご回答】 除染につきましては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下、放射性物質汚染対処特措法）」に基づき、国や関係市町村が実施し、その費用のご請求を国から当社が受けることとなっております。

放射性物質汚染対処特措法に拠らない除染につきましても、放射性物質汚染対処特措法ならびに中間指針や中間指針第二次追補などの趣旨を踏まえ、適切に対応したいと考えておりますが、現時点では、必要かつ合理的な除染手法や対象範囲などの詳細が明確となっておらず、お支払いの可否も含めてお取り扱いが決まっておりますので、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

18. 汚泥から発生する異臭等による精神的損害の賠償

- ・放射性物質の汚染により搬出できない大量の汚泥から発する異臭等により身体的、精神的な苦痛を受けている下水処理場周辺住人や除染に係る仮置場周辺住民に対する精神的苦痛、風評被害など特殊な精神的損害等に対する賠償についても指針において示してほしい。

【ご回答】 汚泥等につきましては、放射性物質汚染対処特措法及び廃棄物処理法に基づき、国や廃棄物の排出者が適切に処理を行うものとされており、当社といたしましても、国や関係自治体の廃棄物処理に関する施策につき、検討・協力させていただいております。

いずれにいたしましても、個別具体的なご事情を確認の上、当社事故と相当因果関係が認められる損害が発生している場合には、原子力損害賠償制度のもとで、対応してまいります。

19. 避難指示の解除見込み時期を踏まえた賠償

- ・避難指示解除時期の見込み時期が延長した場合、期間割合の残り分の支払いをしてほしい。

【ご回答】 当社は、被害を受けられた方々の生活の再建や生活基盤の確立に向けて、まとまった賠償金を早期にお受け取りいただけるよう、将来分を含めた一定期間に発生する損害項目に対する賠償金を包括してお支払いする方式をご案内しております。

避難等を余儀なくされたことに伴う精神的損害、避難・帰宅等に係る費用や宅地・建物・借地権等の賠償につきましては、避難指示の解除見込み時期に応じて将来分を含めた賠償金をお支払いいたしており、避難指示の解除見込み時期が延長される場合など、

実際の解除時期が見込み時期を超えるときは、その超過分について追加して賠償させていただくこととしております。

20. 特別養護老人ホームなどで避難せずに従事する者への賠償

- ・特別養護老人ホームなどで避難をせず村内で頑張っている事業所に対する賠償支援をしてほしい。

【ご回答】 避難指示区域内において、例外的に営業を続けられている事業者さまに対しましては、避難指示に伴い発生した減収にかかる逸失利益の賠償だけでなく、避難指示区域内において事業を継続するにあたり、従業員の方々の放射線量管理や適切な労働環境の提供のために支出を余儀なくされた費用、従業員の方々が避難先から通勤するために増加した通勤手当や、従前の就業規則にもとづきお支払いされた従業員の方々への手当等の追加的費用につきましても、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象とさせていただいております。

(4) 地方公共団体関係の損害

23. 地方公共団体の税収減の賠償

- ・個人住民税、法人住民税、ゴルフ税、入湯税、固定資産税等の税収減を賠償の対象となるよう指針を見直してほしい。

24. 地方公共団体の職員の給与、超勤手当等の賠償

- ・事故対応に従事した自治体職員の給与、超勤手当を賠償してほしい。

25. 上下水道の使用量の減収分の賠償

- ・上下水道事業の使用料の減収分を賠償してほしい。

26. 政府指示等によらない任意の検査費用等の賠償

- ・地方公共団体で実施する自家栽培作物の検査費用など政府指示等によらない任意の検査費用や風評被害対策等であっても、賠償の対象となることが明らかとなるよう、具体例を指針に追加してほしい。

【ご回答】 現在、地方公共団体さまに対する原子力損害賠償につきましては、以下の賠償項目にてご請求受付を開始させていただいております。

<請求受付を開始している賠償項目について>

- ・下水道・集落排水事業に係る検査費用、追加的費用
- ・水道・工業用水道事業に係る検査費用、追加的費用
- ・廃棄物処理事業に係る検査費用、追加的費用
- ・食品検査（食品衛生法にもとづく検査及び学校給食等の検査）に係る検査費用
- ・牧草等の定点調査等に係る検査費用

- ・ 農畜産物等に係る追加的費用
- ・ ご被害者さま支援のために代わってご負担いただいた当社が負担すべき費用
- ・ 民間事業者さまと同様の立場で行う事業に係る営業損害
- ・ 避難等対象区域からの移転に係る追加的費用
- ・ 学校等屋外プール水に係る検査費用

・ 地方公共団体の税収減の賠償について

税収は、担税力が認められるものとして予め法定された住民の行為・活動につきまして、そのような活動が行われた場合に初めて、法令規定に基づいて賦課徴収権が創設的に発生するものであり、そのような行為・活動が行われなければ、そもそも課税徴収権は発生せず、一定規模の当該「行為・活動」が行われるかどうかにつきましても、地方公共団体はあくまで税収に関する期待権が損われたにとどまると考えられることから、賠償の対象外とさせていただいております。

・ 地方公共団体の職員の給与、超勤手当等の賠償について

地方公共団体の職員さまが、政府指示等にもとづく放射性物質検査等を実施したことにともない、追加的な支出（追加的費用）が発生した場合につきましては、職員対応費として必要かつ合理的な範囲を賠償の対象とさせていただいております。

・ 上下水道の使用量の減収分の賠償について

当社事故により発生した営業損害に対する賠償につきましては、地方公共団体さまが営む事業のうち「民間事業者と同様の立場で行う事業」におきまして、政府指示等もしくは当社事故を理由に利用者から解約・予約控え・取引停止等の風評被害等により、現実に減収が生じた場合の減収分、及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償の対象とさせていただいております。水道事業、下水道事業につきましても、当社事故と相当因果関係が認められる減収分は賠償の対象となり得ると考えており、具体的には、避難等の指示等に伴う避難等対象区域内の地方公共団体さまに生じた減収分は賠償の対象となると考えております。

上記以外につきましては、主に観光業・サービス業等にかかる風評被害等について賠償対象としておりますが、水道事業、下水道事業につきましては、提供するサービスの性質上、利用者の利用控え等の影響は飲用等に限定され、当社事故との相当因果関係が認められる減収について確認することが困難であること、事業の性質上、風評被害等による利用者の利用控えが想定されないことから、原則として賠償の対象とはならないと考えておりますが、具体的な被害の内容等のご事情をお伺いし適切に対応させていただきます。

・ 政府指示等によらない任意の検査費用等の賠償について

地方公共団体さまが実施された検査につきましては、政府指示等による検査に限らず、

空間線量検査や身体検査につきましても、中間指針二次追補等を踏まえ住民の放射線被ばくの不安や恐怖を緩和するための必要かつ合理的な範囲を賠償の対象としております。

なお、食品検査費用につきましては、「地方自治体の検査計画について（厚生労働省発出）」により策定された検査計画にもとづいて実施された検査に係る費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償の対象としており、食品摂取による内部被曝の防止や住民不安払拭を目的とした検査としましては、上記「地方自治体の検査計画について」にもとづく検査が必要かつ合理的な範囲と考えております。

（５）その他

29. 消滅時効、未請求者の掘り起こし

- ・東電に時効の援用を主張しないように指導すべき。
- ・時効を適用しないとする特例法等の整備と未請求者の掘り起こしをすべき。
- ・ADRに申し立てた者のみ救われることになっているが、附帯決議にあるようにすべての未請求者が不利益を被らないよう新たな法制度を検討すべき。また、未請求者の掘り起こしをすべき。
- ・特例法が成立したが、ADRに申立てした人だけでなく、被害者すべてに3年の消滅時効を適用しないようにすべき。
- ・将来にわたって健康被害が生じた際の賠償についての考え方を明らかにしていただきたい。

【ご回答】○消滅時効について

当社事故による損害賠償のご請求につきましては、被害を受けられた方々が時効によって適切な賠償を受けられなくなることは絶対にあってはならないと考えており、時効援用の利益をあらかじめ放棄できないとされている法的な限界が存在するなか、被害を受けられた方々のご心配を少しでも払拭できるよう、請求書やダイレクトメールの送付により時効が中断するという考え方をお示しするとともに、被害を受けられた方々に安心してご請求いただくための当社の対応方針について、本年2月4日に認定いただきました「総合特別事業計画」の改訂版にも記載いたしました。

加えて、具体的な消滅時効に関する柔軟な対応の一つとして、当社との協議期間中は、時効期間は事実上停止しているものとしてお取り扱いことや、消滅時効の完成後に本賠償においてご請求をいただいた場合にも、誠実に協議を行わせていただく方針としております。（本年6月25日認定「総合特別事業計画」）

なお、当社事故に伴う晩発性の放射線障害が発生した場合の損害賠償につきましては、個別にご事情をお伺いし、当社事故と相当因果関係が認められる場合には、適切に対応してまいります。

いずれにしましても、当社といたしましては、被害を受けられた方々が時効によって不利益を受けられないよう、みなさまそれぞれのご事情を十分踏まえて真摯に対応してまい

ります。

○ご請求いただいていない方々への対応について（未請求者の掘り起こし）

ご請求をいただいていない方々への対応につきましては、仮払い補償金をお受け取り済みで本賠償未請求の方及び包括請求未請求の方に対しまして、平成 25 年 7 月 31 日より現在のご請求状況、ご請求可能な損害項目をご案内するダイレクトメールを順次送付いたしているところですが、その後必要に応じてコールセンター等から電話連絡を行う等、ご請求を呼びかけてまいります。また、ご要望に応じて戸別訪問も実施し、そのうえで、請求書の送付を希望される方に対しましては、当社事故発生時からのご請求可能な損害項目をまとめて一通でご請求いただける請求書を送付するなど、被害者の方々に対し、より丁寧な情報発信を行い、ご請求に向けて万全のサポートを行ってまいります。

（本年 6 月 25 日認定「総合特別事業計画」）

以上